



令和7年9月30日
十日町市総務課

市職員の懲戒処分の公表について

十日町市において、令和7年9月30日付けで下記のとおり懲戒処分を行いましたので、公表します。

記

【事案1】

- 被処分者 教育委員会事務局教育文化部文化財課 参事 菅沼 亘 (57歳)
- (1) 処分内容 免職
- (2) 処分理由 地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号
(法令違反、全体の奉仕者としてふさわしくない非行)
- (3) 事件概要 当該職員は、市内公共施設の女性用トイレに盗撮目的で小型カメラを設置し、トイレを使用する女性を撮影した。
- (4) 上司の処分等 管理監督職員 口頭厳重注意

【事案2】

- 被処分者 本庁勤務の職員 (主査、40歳代)
- (1) 処分内容 減給10分の1 3か月
- (2) 処分理由 地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号
(法令違反、全体の奉仕者としてふさわしくない非行)
- (3) 事件概要 当該職員は、運転免許の有効期限が令和7年1月で切れて失効し、令和7年7月に気が付くまでの約6か月間にわたり無免許の状態で公用車を21回運転したほか、通勤及び私生活で車の運転を行った。
- (4) 上司の処分等 管理監督職員 口頭厳重注意5名

<市長のコメント>

日頃より、職員には、服務規律の確保や交通法規順守について厳格に指導して参りました。しかし、再三の指導にもかかわらず、このような事件の発生により市民の皆様の信頼を裏切る結果となりましたことは誠に遺憾であり、深くお詫び申し上げます。

事件の再発防止に万全を期すとともに、全職員が一丸となって市民の皆様の信頼回復に向けて全力を尽くしてまいります。

■お問合せ先

十日町市総務部総務課 人事係
担当：小塚 ☎025-757-9787 (直通)